

「令和8年度障害者差別のない共生社会推進業務」
企画提案に係る仕様書

1 委託業務の名称

令和8年度障害者差別のない共生社会推進業務

2 実施主体

宮城県

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月28日まで

4 業務目的

令和3年4月に施行された「障害を理由とする差別を解消し障害のある人もない人も共生する社会づくり条例（以下「共生社会づくり条例」。）」において、本県では、「何人も」「障害のある人及びその家族その他の関係者」に対して、不当な差別的取扱いをすることを禁止している。また、共生社会づくり条例の施行に伴い、助け合い機能を有するスマートフォン用アプリを活用した実証事業等に努めてきた。

しかしながら、令和4年12月に県が実施した県民意識調査では、「障害者差別解消法や共生社会づくり条例を知っている」と回答した割合が26.7%と低水準となっており、障害を理由とする差別に関する制度の浸透は不十分と言わざるを得ない状況にある。

このように、共生社会づくり条例の施策展開として掲げる「普及啓発」や「交流による相互理解の促進」が不十分である状況を踏まえ、本業務では、上記県民意識調査において、「障害者差別解消法や共生社会づくり条例を知っている」と回答した割合が最も低く、障害を理由とする差別に関する制度の認知度が低い若年層（10代～30代）（以下「若年層」。）を主な対象とした障害のある方とない方の交流イベントの開催により、効率的且つ効果的に県民や県内事業者の障害・障害者差別の解消を目指す。

5 業務内容

次の（1）から（3）に掲げる業務を行うものとし、要する経費はいずれも委託料に含むものとする。

（1）発表イベントの開催等

障害福祉への無関心層が障害を知る、障害のある方の活動に触れる機会を創出するため、より多くの県民が興味・関心を抱きやすい「障害者アート」等と関連した展示会を実施すること。

なお、イベントの開催にあたっては、以下について留意すること。

ア キャッチコピー・メインビジュアルの制作

障害福祉に関心が無い状態である無関心層は、チラシやポスターに目を留めたり、Web ページを訪れたとしてもあまり気に留めないことが想定されることから、無関心層であっても「興味関心を惹きつけるキャッチコピー」を制作すること。

併せて、各種イベントの広報や展示イベントの造作等に組み込み、統一感あるビジュアルで本業務のアイキャッチとして活用することを想定したメインビジュアルを制作すること。

なお、令和7年度障害者アート作品を通じた相互理解促進業務との関連性や上記メインビジュアルとの親和性等を踏まえ、令和7年度障害者アート作品を通じた相互理解促進業務で制作した「わたしの中のバリアを外すのは、わたしだ。」を本業務のキャッチコピーとしても構わない。

イ 障害者アートの展示等（リアル展示・Web掲載）

（ア）展示場所等

a リアル展示

若年層（10代～30代）が多く集まる施設等の場所で、土日を2回以上含む計9日間以上、障害者アートの展示を行うこととし、内容については、発注者と協議の上、決定すること。

展示に際しては、観覧者が、障害者差別解消に向けた県の取組の一環であることが分かるようにするとともに、より効果的に障害や障害者理解の向上につながる取組とするため、障害者アーティスト等の意向も踏まえながら、若年層の興味関心を惹きつける展示となるよう工夫すること。

b Web掲載

県内でアート制作を行う障害者の継続的な社会参加の機会となるよう、企業等が利活用可能な優れた作品群を障害者芸術活動支援センター@宮城（愛称：SOUP）のサイト内に常時掲載する取組を行うこと。

掲載方法や掲載期間等は、別途、発注者と協議の上、決定すること。

（イ）障害者アートの選定等

a 対象

宮城県在住又は宮城県に縁のある障害者アーティストが表現するアートを基本とする。

障害者アーティストについては、プロ・アマチュアであることを問わないほか、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）所持者のみならず、難病等患者及びこれまで法制度では支援の対象とならないが、長引く病気やけが等により生活のしづらさがある方も対象とする。

b 選定

県内の障害者アート作品の制作を支援する団体等と連携し、県内から広く公募を

行い、審査会を経て展示作品を選定すること。

審査基準や審査員等は、別途、発注者と協議の上、決定すること。

c 事業効果の検証

来場者アンケートを実施し、イベント参加前後の意識変容等についての事業効果を検証すること。

(2) 障害のある方とない方の交流イベントの開催等

障害者アートのリアル展示と連動し、障害のある方とない方の交流を通じた相互理解の向上を目的として、障害者アートと関連したワークショップ等の交流イベントを1回以上開催すること。

なお、イベントの開催にあたっては、以下について留意すること。

- 県民の興味関心を惹きつける広報等を行うこと。
- 子どもがいる家庭向けに「親子参加型」等として、子どもが参加しやすいイベントとしても構わない。
- 上記の年代はあくまでも目安であり、他の年代が参加することを妨げるものではない。

(3) (1) 及び (2) に係る広報

ア チラシ・ポスター等

障害者アートの展示等や交流イベントの告知、Web掲載する障害者アートへ誘導するため、本業務で制作するメインビジュアルを活用し、チラシ及びポスター等を制作し、県内の大学や市町村、関係団体等に広く配布し、掲出及び配布を依頼すること。

(ア) チラシ

仕様・制作部数：A4サイズ、両面カラー、3,000部以上

(イ) ポスター

仕様・制作部数：B2サイズ、片面カラー、300部以上

イ SNS広告等

若年層（10～30代）の利用率が高く、クリエイティブとの親和性が高いInstagram及びTikTok等を活用し、障害者アートの展示等や交流イベントの周知を図ること。

併せて、以下Webサイト等においてイベント情報の発信等を実施すること。

(ア) 仙台市障害理解ポータルサイト (<https://sendai-shougairikai.com/>)

(イ) 宮城県共生社会推進ポータルサイト (<https://kyouseishakai.pref.miyagi.jp/>)

(ウ) その他、本業務に関連するWebサイト等の広報媒体

ウ メディアへの取材依頼

各イベントについて、その取組をより多くの県民に情報発信するため、イベント当日の報道機関への取材依頼を県が行う予定である。

そのため、各イベントの2週間前までに、県が提供する記者発表資料の雛形（Wordデータ、A4、1～2ページ程度）にイベントの開催日時等の概要を記入の上、イベントのチラシ等と併せ提出すること。

エ 宮城県共生社会推進ポータルサイトの保守管理

宮城県共生社会推進ポータルサイト (<https://kyouseishakai.pref.miyagi.jp/>) の安全性を担保したサーバーの確保など、適切な保守管理を行うこと。

なお、保守管理に当たっては前年度受託業者との調整を行うこと。

(4) 独自提案（任意）

より展示会等での集客が見込めるよう、上記に囚われない提案者の創意工夫に基づく取組を提案すること。

【参考イメージ】

- ・著名人等と障害者アーティストの共同制作、コラボレーションによるメインビジュアルの作成
- ・障害者アーティストの制作現場等を撮影した動画広告等の作成及び放映 等

6 実施目標

(1) 障害者アートの展示数

ア リアル展示：30作品以上

イ Web掲載：50作品以上

(2) 展示等する障害者アートの観覧者数：10,000人以上/契約期間を通した延べ人数

(3) 交流イベントの参加者数：30人以上/回（うち、障害のある方：3人以上/回）

7 実施体制

(1) 各種専門スタッフの確保及び派遣

各種イベントの実施を円滑かつ効果的に進めるために必要な知識等を有する人選を行うこと。

(2) 事務スタッフの配置

本業務の進行管理・運営に係る事務スタッフを受注者において1人以上配置すること。

8 業務実施計画書

(1) 本業務の契約締結後、速やかに次の事項を記載した実施計画書（任意様式）を作成し、発注者に提出すること。

ア 業務実施計画書（業務の実施方法等）

イ 業務実施工程表

(2) 本業務の進捗状況について、事業実施報告書（任意様式）を作成し、各種イベント等の実施後、速やかに発注者に提出すること。

なお、業務の進捗状況を確認するために必要な書類を併せて提出すること。

(3) 受注者は、本業務の実施状況を適宜報告し、発注者と調整を図ること。また、発注者から説明を求められたときは、これに応じるとともに、必要な書類等を提出すること。

(4) 業務完了報告書等

本業務の終了後、速やかに次の書類を提出し、発注者の検査を受けるものとする。

ア 業務完了報告書

イ 事業費内訳書

9 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得られた成果は、発注者に帰属するものとする。

(2) 秘密の保持

ア 受注者は、本業務により知り得た情報を業務中及び完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。

イ 受注者は、本業務に関して発注者から受領又は閲覧した資料等は、発注者の了解無く公表又は使用してはならない。

(3) 個人情報の保持

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、宮城県個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守すること。

10 その他

(1) 受注者は、発注者の許可なく第三者に業務の再委託はできない。

(2) 受注者は、本業務の実施に当たり、不明な点や委託契約書等に定めのない事項が生じたときは、発注者と協議の上、決定するものとする。

(3) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第10条第1項の規定に基づき宮城県が定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」（平成28年4月1日施行）第4に規定する合理的配慮の提供について留意すること。